

山口県宅老所・グループホーム協会会則

第1条（目的）

当法人は、宅老所及び認知症高齢者グループホーム等の相互の連携を蜜にし、小規模で家庭的な個別ケアサービスを提供するための調査、研究及び研修活動等を行うとともに、宅老所や認知症高齢者グループホームに対する理解を深めるための啓発啓蒙活動を行い、事業の健全な発展と、山口県の高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

当法人は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会と称し、略称を山口県GH協とする。

第3条（事務所）

当法人は、主たる事務所を、山口県内に置く。

当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

2 事務所には事務局長と会計責任者、および出納員を配置しなければならない。

3 事務局は事務局長、会計責任者、そして出納員の3人体制、もしくは事務局長が会計責任者を兼ねる場合においては2人体制となるが、業務上支障がない限りにおいて事務局長、会計責任者、出納員を1人体制で行うことができる。ただし、その場合、理事会毎に出納簿の内容、現金と預かり金、通帳の残高のチェックを監事から受ける等の措置を講じなくてはならない。

第4条（活動）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等に関する情報の収集と資質の向上に関する事業
- (2) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の相談に関する事業
- (4) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の研修及び研究に関する事業
- (5) 高齢者福祉に関する提言及び陳情に関する事業
- (6) 国内外の高齢者福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び関連団体との連携に関する事業
- (7) 福祉サービスの質の向上並びにその評価に関する事業

第5条（会員）

当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 山口県内に宅老所若しくは認知症高齢者グループホーム等を開設している個人又は団体。正会員は事業所単位とする。
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
賛助会員は、正会員として入会資格を有する者を除く。
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で定時社員総会において推薦された者

2 会員として資格を有する者は、正会員の役職員、賛助会員の個人もしくは団体の代表者、個人会員、および名誉会員とする。

第6条（会費）

協会会員は、以下の通りの年会費を納めることにする。

- ①正会員：団体 20,000円
(1ユニットのみ開設の事業所は10,000円とする)
(小規模多機能居宅介護事業所は10,000円とする)
- ②個人会員： 2,000円
- ③賛助会員：個人 2,000円（1口）
- ④賛助会員：団体 10,000円（1口）

第7条（会費の納入期限）

当法人の年会費は、請求日から3カ月以内に納入しなければならない。

- 2 年度途中で入会した事業所は、原則として一年分の年会費を納入しなければならない。
- 3 年会費の未納、滞納がある場合、再々の督促にもかかわらず会費の納入がない場合は、定款12条の規定に従って会員の資格を喪失する。

第8条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち、1名以内の常務理事を置くことができるものとする。
- 4 第2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

第9条（会員総会）

（構成）

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

会員総会は次の事項を議決する。

- (1) 各種会員の会費の額
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (9) 正会員の除名
- (10) 理事会において会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。定時会員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

（議長）

会員総会の議長は、会員総会の決議により出席した正会員の中から1名選出する。

（議決権）

正会員は、会員総会において各1個の議決権を有する。

2 議決権の行使は、入社届に記載した議決権行使者が行う。

（決議）

会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 正会員の除名
- (5) その他法令で定められた事項

（代理）

会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

（議事録）

会員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印又は署名する。

（会員総会規則）

会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会規則による。

（運営）

当法人は、総会で選出された役員を中心に、会員が相互に協力して活動にあたる。

2 協会の目的達成のため、原則として年4回以上の理事会を開催する。この他会長が必要と認められた時、理事の過半数が連名で要請した時、臨時の理事会を開催することができる。

第10条（部会）

当法人は、活動の充実をはかるために、以下の部会を設けることができる。

- ①地域（ブロック）部会
- ②研修部会
- ③学習部会
- ④広報部会
- ⑤調査研究部会
- ⑥青年部会
- ⑦事務局

第11条（会計）

協会の経費は、会費、寄付金、その他をもってあてる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第12条

その他この会則に定めのない事項は、理事会で決定し総会で報告をする。

付則 本会則は、平成22年11月1日から施行する。
本会則は、平成24年5月9日から施行する。
本会則は、平成27年5月17日から施行する。
本会則は、平成28年5月24日から施行する。
本会則は、平成30年5月28日から施行する。
本会則は、令和3年5月30日から施行する。
本会則は、令和5年6月14日から施行する。
